平成２４年（フ）第９９号
長野県飯山市大字飯山2195番地14　マーキュリービル301
債務者　葛西　智子
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４５号
長野県諏訪郡下諏訪町9106番地
債務者　吉池　秀樹
1　決定年月日時　平成24年６月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第４９３号
京都府綴喜郡井手町大字多賀小字西北組26番地の１
債務者　大西　治永
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５４９号
京都市伏見区淀生津町98番地２
債務者　角井　希妃
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５９５号
京都市山科区大宅岩屋殿３番地95　サンライズ大宅108
債務者　安藤　公一
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６９５号
京都市中京区壬生坊城町48番地３　壬生坊城第２団地１号棟　908号
債務者　塩見　善子
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５６号
広島県呉市阿賀南８丁目３―17、住民票上の住所広島県尾道市東元町３番11号
債務者　島谷　和彦
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第７０号
広島県呉市阿賀南９丁目７番６号
債務者　小西　幸成
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第４１号
福岡県直方市大字下境3875番地３
債務者　高浪　春奈
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第９０号
宮崎県日向市大字富高6231番地４
債務者　佐藤　暁史
1　決定年月日時　平成24年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第５０号
岩手県北上市大堤北２丁目３番３―323号県営大堤アパート、旧住所岩手県北上市相去町東裏274番地５
債務者　樋口　優子
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第１６１号
神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷1287番地の６
債務者　三辻　　隆
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１２３号
富山市泉町１丁目４番７―103号　ラフォーレ泉
債務者　窪　　徳男
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１９号
福井県鯖江市水落町３丁目９番７号
債務者　山岸　昭弘
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０９号
福井県勝山市滝波町２丁目1239番地１
債務者　藤澤　龍宏
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１６０号
福井県越前市家久町第90号８番地の18、旧住所福井県鯖江市西山町５番18号
債務者　長谷川幸夫
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１５５号
兵庫県宝塚市鹿塩２丁目３番16―201号
債務者　村上　有可（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
神戸地方裁判所伊丹支部